

「最新情報」

GSAP

2021年5月21日

“特定金融取引報告書（Specified Financial Transactions（「SFT」）の提出期限）”

所定の金融取引を行う法人はインド税務当局に当該取引に関する様式61Aにおける特定金融取引報告書の提出を該当年度末直後の5月31日までに行うことが義務付けられています。

2020-21年度について当該期限は2021年5月31日から延長されて2021年6月30日となりました。

本アラートにて報告すべき対象の取引について情報を纏めております。

情報源: CBDT Circular No. 9/2021 F.No. 225/49/2021-ITA-II dated May 20, 2021

参考: 1961年、所得税法の第285BA条および1962年、所得税ルールのルール第114E



特定金融取引報告書（「SFT」）の提出義務

報告すべき取引のほとんどは、銀行、郵便局、上場会社、投資信託会社、レジストラまたはサブレジストラ、証券取引所等のエンティティに対するものです。

その他報告すべき取引の対象企業は次の通りです：

報告すべき取引の内容・種類	取引額の基準値	SFTの提出義務のある対象者	該当SFTコード
対象企業が発行した社債(BondまたはDebenture)を取得する者からの受領金額	1年度における総額は100万インドルピー以上	社債(BondまたはDebenture)を発行する企業	SFT- 007
対象企業が発行した株式(株式申請金を含む)を取得する者からの受領金額	1年度における総額は100万インドルピー以上	株式を発行する企業	SFT- 008
物品の譲渡またはあらゆる種類の役務提供に対する対価として受領される現金	20万インドルピー超	1961年、所得税法の第44ABに基づき税務監査を受けることが義務付けられている納税者	SFT- 013
配当所得	なし	法人	SFT- 015

お問合せ先

GSAP



H-59AB, Lower Ground Floor
Kalkaji, New Delhi 110019
India



info@gsapadvisors.com



+91 (11) 4056 0819
+91 (11) 4154 4443

Disclaimer: The content herein are solely meant for commercial purposes and shall not be considered as professional advice and/or used as base for any technical decision. GSAP Advisors India Pvt. Ltd., its employees, contractors, associates are not responsible for loss whatsoever sustained by any person who relies on the information contained herein.